むさしオーガニック振興会

**有機農産物生産のすすめ**

有機JASマークを知っていますか？

「有機JASマーク」は、農林水産省の認定登録機関の厳しい検査に合格した食品または農作物のみが付けることを許可されているマークです。認定登録機関である農林水産省によって認定されていない食品は、有機JASマークを付けること、有機食品と表示して出荷することはできません。

有機野菜の定義は**有機JAS法**（2001年施行）によって、以下のように定められています。

ホウレンソウなどの「単年作物」は植え付け前2年以上、りんご・みかんなどの果物の「多年作物」は最初の収穫前の3年以上は化学肥料や農薬を避けることが基本。堆肥（鶏糞・わら・落葉などを積み重、腐らせてつくった肥料）などで土を肥やした田、畑で生産された農作物で、国が認めた認定登録機関により有機JAS認定を取得したもの

有機野菜は2年以上、果物などは3年以上、原則として農薬（化学肥料）を使っていない田・畑で栽培されたもので、農林水産省の認定登録機関の検査に合格したもののみが有機野菜・農産物、あるいはオーガニック野菜と表示することができます。

ただし、農林水産省指定の安全性が高い農薬（化学肥料）の使用は認められていますので、厳密には有機野菜といっても、農薬を使っているものもあります。

さらに、きちんと有機栽培をしていても、周辺の多・畑で農薬、化学肥料を使用指定する場合は、風等によって飛んでくることもあり、こいうった場合は認定を受けることはできないこともあります。それだけ認定されるということは厳しく、難しいことも理解しておきましょう。